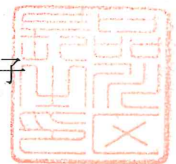




品福計収第205号
令和7年10月1日

社会福祉法人 品川区社会福祉協議会
会長 池田 彰孝 様

品川区長 森澤 恭子



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和7年11月13日 から 令和12年11月12日 まで